

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 26 号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則（昭和 58 年岩手県規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請書の副本等の提出部数) 第 2 条 省令第 3 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の 規定により定める部数は、2 部とする。 (登録簿の閲覧) 第 3 条 法第 9 条の規定により、貸金業者登録簿（以下「登録 簿」という。）を岩手県商工労働観光部産業振興課に備えて おいて一般の閲覧に供する。 2～6 [略]	(申請書の副本等の提出部数) 第 2 条 省令第 1 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の 規定により定める部数は、2 部とする。 (登録簿の閲覧) 第 3 条 法第 9 条の規定により、貸金業者登録簿（以下「登録 簿」という。）を岩手県商工労働観光部経営支援課に備えて おいて一般の閲覧に供する。 2～6 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。